

酒田市議会 通年議会の導入に伴う関係例規の一部改正（案）の概要

1 趣旨及び背景

- ・通年議会については、令和3年11月に設置された議会改革推進特別委員会の中で検討を行ってきた。
- ・通年議会を導入するメリットとしては、執行部が閉会中に重要議案を専決処分することがなくなり、議会で十分な審議を行うことが可能となり、災害等の突発的な案件への迅速な対応ができること、また常任委員会の活動の活性化により議員間討議をより深めることができることなどがあげられる。
- ・令和5年9月定例会において、従来の地方自治法第102条の規定を運用し、会期を年1回とする方式を採用することとし、令和6年4月から試験的に導入し、令和7年1月から本格導入するということで議会改革推進特別委員会の報告を行った。
- ・そのため、通年議会の導入に伴う関係例規の一部改正が必要となるもの。

2 関係例規の一部改正（案）の概要

（1）酒田市議会会議規則の一部改正（案）

①会議の種類等を規定

- ・招集議会…市長の招集により定例会を開催するために開く会議。
- ・定例議会…定期的に開く会議をいい、3月、6月、9月及び12月に開く。（ただし、特に必要があるときは、前月に繰り上げ、又は翌月に繰り下げて開くことができる。）
- ・臨時議会 臨時に開く会議。
- ・上記の議会の期間を「議会期間」とする。（会議規則中「会期」を「議会期間」に改正）
- ・議長は、定例議会及び臨時議会を開会する日の7日前までに、議員及び市長に開会する日を通知する。

②臨時議会の開会等を規定

- ・市長は、議長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時議会の開会を請求することができる。
- ・議長は、当該請求のあった日から7日以内に会議を開かなければならない。
- ・常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会の委員長又は議員定数の4分の1以上の者は、議長に対し、会議に付すべき事件を示して臨時議会の開会を請求することができる。

（2）酒田市議会定例会の回数に関する条例の一部改正（案）

- ・定例会の回数を年4回から年1回に変更する。
- ・そのため、酒田市議会定例会規則において、毎年1月に定例会を開くことに改正する。（令和6年に限っては4月に開く。）

（3）専決処分事項の指定の追加（案）

※地方自治法第180条第1項に規定による専決処分を追加するもの。

- ・議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、契約金額の1,000万円以内の変更に関する事。
- ・災害又は突発的な事故により、応急に必要となる維持補修（除雪経費を含む）及び工事等に関する歳入歳出予算の補正に関する事。
- ・解散、欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正に関する事。
- ・法令の制定又は改廃に伴い、条例中の当該法令の題名、条項、用語等を引用している規定を整理する場合で、必然的に改正を要し、市の独自の判断をする余地がない場合において、当該条例を改正すること。
- ・会計年度末における地方税法（昭和25年法律第226号）及びこれに関連する法令の改正に伴う必要な条例の改正に関する事。

3 スケジュール（案）

時期	内容
令和5年12月～令和6年1月	パブリックコメント（令和5年12月27日～令和6年1月25日の30日を予定）
令和6年3月定例会	議員提出議案提出